

秋田県公報

目 次

規則	ページ
○職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則(四四・人事課)……………	1
訓令	
○単純労務の職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令(五・人事課)……………	19
教育委員会規則	
○秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則(一一・教育庁総務課)……………	19

規 則

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則をここに公布する。
平成二十一年七月十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第四十四号

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八十号。以下「条例」という。)第十四条第三項又は第十五条第四項(条例第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合並びに知事等の給与および旅費に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十三号)第十条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により退職手当管理機関が行う意見の聴取の手続に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 退職手当管理機関 知事をいう。
- 二 当事者 条例第十四条第四項、第十五条第五項、第十六条第三項及び第十七条第八項(いずれも知事等の給与および旅費に関する条例第十条第五項において準用する場合を含む。)において準用する秋田県行政手続条例(平成八年秋田県条例第四号。以下「行政手続条例」という。)第十六条第一項に規定する当事者をいう。
- 三 参加人 行政手続条例第十七条第二項に規定する参加人をいう。
- 四 関係人 行政手続条例第十七条第一項に規定する関係人をいう。
- 五 主宰者 行政手続条例第十七条第一項に規定する主宰者をいう。

第三条 行政手続条例第十五条第一項の規定による意見の聴取の通知は、意見聴取通知書(様式第一号)によるものとする。

- 2 前項の通知は、意見の聴取を行う日の十四日前までに行うものとする。

(意見の聴取の期日又は場所の変更)

第四条 退職手当管理機関が行政手続条例第十五条第一項の規定による意見の聴取の通知をした場合(同条第三項の規定により通知をした場合を含む。)において、当該当事者は、やむを得ない理由があるときは、当該退職手当管理機関に対し、期日(場所)変更申出書(様式第二号)により、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

- 2 退職手当管理機関は、前項の申出があつたとき又は必要があると認めるときは、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。

3 退職手当管理機関は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、期日(場所)変更通知書(様式第三号)により、その旨を当該当事者、参加人及び第十条に規定する参考人に通知するものとする。

(代理人の選任等)

第五条 当事者又は参加人は、行政手続条例第十六条第一項又は第十七条第二項の規定により代理人を選任したときは、意見の聴取の期日までに代理人選任届(様式第四号)に、代理人の資格を証する書面を添えて、当該退職手当管理機関に届け出なければならない。ただし、行政手続条例第二十二条第二

項(行政手続条例第二十五条後段において準用する場合を含む。)の規定により通知された意見の聴取の期日に出頭せよとする代理人で既に届け出された代理人選任届に記載されたものについては、この限りでない。

2 行政手続条例第十六条第四項の規定による届出は、代理人資格喪失届(様式第五号)によらなければならない。

(関係人の参加の許可の手続)

第六条 関係人は、行政手続条例第十七条第一項の規定により意見の聴取に関する手続の参加の許可を受けようとするときは、意見の聴取を行う日の七日前までに、意見聴取参加許可申請書(様式第六号)を主宰者に提出しなければならない。

2 主宰者は、行政手続条例第十七条第一項の規定により許可したときは、速やかに、意見聴取参加許可書(様式第七号)を当該関係人に交付するものとする。

(資料の閲覧の手続)

第七条 行政手続条例第十八条第一項の規定による閲覧の請求は、資料閲覧請求書(様式第八号)によらなければならない。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となつた場合の閲覧については、口頭で請求すれば足りる。

2 退職手当管理機関は、前項の請求に応じ、資料の閲覧をさせるときは、速やかに、閲覧日時等通知書(様式第九号)により、当該当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条において「当事者等」という。)に通知するものとする。ただし、閲覧の請求を受けて、直ちに閲覧させる場合は、この限りでない。

3 退職手当管理機関は、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となつた資料の閲覧の請求があつた場合に、当該審理において閲覧させることができないと認めるとき(行政手続条例第十八条第一項後段の規定により閲覧を拒むときを除く。)は、閲覧日時等通知書により、当該当事者等に通知するものとする。

4 退職手当管理機関は、前二項の規定により通知を行おうとするときは、意見の聴取の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。

(主宰者の指名の手続)

第八条 退職手当管理機関は、行政手続条例第十五条第一項の規定による意見の聴取を行う時までに、主宰者を指名するものとする。

2 退職手当管理機関は、主宰者が行政手続条例第十九条第二項各号のいずれかに該当するに至つたとき又は主宰者が死亡し若しくは心身の故障その他継続して意見の聴取を行えない事

由により意見の聴取を行うことができなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、速やかに、新たな主宰者を指名するものとする。

(補佐人の出頭の許可の手續)

第九條 当事者又は参加人は、準用行政手続条例第二十条第三項の規定による補佐人の出頭の許可を受けようとするときは、意見の聴取を行う日の三日前までに、補佐人出頭許可申請書(様式第十号)を主宰者に提出しなければならない。ただし、準用行政手続条例第二十二條第二項(準用行政手続条例第二十五条後段において準用する場合を含む。)の規定により通知された意見の聴取の期日に出頭させようとする補佐人で既に準用行政手続条例第二十条第三項の規定により受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

2 主宰者は、準用行政手続条例第二十条第三項の規定により補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、補佐人出頭許可書(様式第十一号)を当該当事者又は参加人に交付するものとする。

3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、自ら陳述したものとみなす。

(参考人の出頭及び意見聴取)

第十條 主宰者は、当事者若しくはその代理人の申出があつたとき又は必要があると認められたときは、学識経験のある者その他の参考人(以下単に「参考人」という。)の出頭を求め、及び意見を聴取することができる。

(意見の聴取の期日における陳述の制限及び秩序維持)

第十一條 主宰者は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、当該者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定するもののほか、意見の聴取の審理の秩序を維持するため、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命ずる等必要な措置を執ることができ

(意見の聴取の期日における審理の公開)

第十二條 退職手当管理機関は、準用行政手続条例第二十条第六項の規定により意見の聴取の期日における審理の公開を相当と認めるときは、意見聴取審理公開公示書(様式第十二号)により公示するものとする。

2 前項の公示は、県庁前の掲示場に見聴取審理公開公示書を掲示して行う。

3 第一項の規定により公示する場合においては、退職手当管理

機関は、速やかに、意見聴取審理公開通知書(様式第十三号)により、その旨を当該当事者、参加人及び参考人に通知するものとする。

(陳述書及び証拠書類等の提出の方法)

第十三條 準用行政手続条例第二十一条の規定による陳述書及び証拠書類等の提出は、当事者(参加人)陳述書(様式第十四号)によらなければならない。

(意見の聴取の続行の通知)

第十四條 準用行政手続条例第二十二條第二項本文の規定による通知は、意見聴取続行(再開)通知書(様式第十五号)によるものとする。

2 第十二條の規定は、意見の聴取の続行について準用する。

(意見聴取調査及び意見聴取報告書の記載事項)

第十五條 準用行政手続条例第二十四條第一項に規定する調査(以下「意見聴取調査」という。)には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかつた場合においては、第四号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

一 意見の聴取の件名

二 意見の聴取の期日及び場所

三 主宰者の職名及び氏名

四 意見の聴取の期日に出頭した当事者、参加人、これらの者の代理人又は補佐人及び参考人(以下この条において「当事者等」という。)の氏名及び住所並びに退職手当管理機関の職員の職名及び氏名

五 意見の聴取の期日に出頭しなかつた当事者等の氏名及び出頭しなかつたことについての正当な理由の有無

六 当事者等及び退職手当管理機関の職員の陳述(提出された陳述書における意見の陳述を含む。)の要旨

七 証拠書類等が提出されたときは、その標目

八 その他参考となるべき事項

2 準用行政手続条例第二十四條第三項に規定する報告書(以下「意見聴取報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

二 前号の主張に理由があるかどうかについての主宰者の意見(意見聴取調査及び意見聴取報告書の閲覧の手続)

第十六條 準用行政手続条例第二十四條第四項の規定による閲覧の請求は、意見聴取調査(意見聴取報告書) 閲覧請求書(様式第十六号)によらなければならない。

2 前項の請求書は、意見の聴取の終結前であつては当該主宰者に、聴聞の終結以後にあつては当該退職手当管理機関に提出し

なければならない。

3 主宰者又は退職手当管理機関は、第一項の請求に応じ、意見聴取調査又は意見聴取報告書の閲覧をさせるときは、速やかに、閲覧日時等通知書により、当該当事者又は参加人に通知するものとする。ただし、閲覧の請求を受けて、直ちに閲覧させる場合は、この限りでない。

(意見の聴取の続行に係る手續の準用)

第十七條 第十四條の規定は、意見の聴取の再開について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 意見聴取通知書(第3条関係)

(A4判)

意見聴取通知書

記号及び番号
年 月 日

様

秋田県知事



次の処分に係る意見の聴取を実施するので、職員の退職手当に関する条例(知事等の給与および旅費に関する条例第10条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例)第14条第4項(第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項)の規定において準用する秋田県行政手続条例第15条第1項の規定により、通知します。

予定される処分内容及び根拠法令の条項	
処分の原因となる事実	
意見の聴取の期日及び場所	
意見の聴取の主宰者の職名及び氏名	
意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	

- 備考
- あなたは、意見の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び有利な証拠書類等を提出することができます。また、意見の聴取の期日への出頭に代えて、陳述書及び証拠書類等を提出することもできます。
 - あなたが病気その他やむを得ない理由で出頭できないときは、代理人を出頭させることができます。なお、代理人を選任したときは、意見の聴取の期日までに代理人選任届を提出してください。
 - あなたは、意見の聴取が終結する時までの間、この処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
 - 意見の聴取の当日は、その3日前までに意見の聴取の主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができます。

様式第2号 期日(場所)変更申出書(第4条関係)

(A4判)

期日(場所)変更申出書

年 月 日

秋田県知事 様

住所

氏名

㊞

〔法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

年 月 日に において行われる意見の聴取の期日(意見の聴取の場所)については、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則第4条第1項の規定により、変更を申し出ます。

理由

注 不要の文字は、抹消してください。

様式第3号 期日(場所)変更通知書(第4条関係)

(A4判)

期日(場所)変更通知書

記号及び番号
年 月 日

様

秋田県知事



年 月 日に において行うこととしていた意見の聴取の期日(意見の聴取の場所)を次のとおり変更したので、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則第4条第3項の規定により、通知します。

区分	変更前	変更後
意見の聴取の期日	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
意見の聴取の場所		

様式第4号 代理人選任届 (第5条関係)

(A4判)

代理人選任届

年 月 日

秋田県知事 様

住所

氏名

㊞

〔 法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

年 月 日に において行われる意見の聴取については、次の者を代理人に選任したので、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則第5条第1項の規定により、届け出ます。

住所	
氏名	
職業	
届出者との関係	

様式第5号 代理人資格喪失届 (第5条関係)

(A4判)

代理人資格喪失届

年 月 日

秋田県知事 様

住所

氏名

㊞

〔 法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

年 月 日に において行われる意見の聴取については、次の者を代理人に選任していましたが、代理人たる資格を喪失したので、職員の退職手当に関する条例（知事等の給与および旅費に関する条例第10条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例）第14条第4項（第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項）の規定において準用する秋田県行政手続条例第16条第4項の規定により、届け出ます。

住所	
氏名	

注 不要の文字は、抹消してください。

様式第6号 意見聴取参加許可申請書 (第6条関係)

(A4判)

意見聴取参加許可申請書

年 月 日

様

住所

氏名

㊞

〔法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

私は、 に対する職員の退職手当に関する条例（知事等の給与および旅費に関する条例第10条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例）第 条第 項第 号の規定による処分については、次の理由により利害関係がありますので、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則第6条第1項の規定により、 年 月 日に において行われる意見の聴取に関する手続への参加の許可を申請します。

<p>利害関係を有する理由</p>	
-------------------	--

注 不要の文字は、抹消してください。

様式第7号 意見聴取参加許可書 (第6条関係)

(A4判)

意見聴取参加許可書

記号及び番号

年 月 日

主宰者 職名

氏名



年 月 日に において行う意見の聴取への参加については、職員の退職手当に関する条例（知事等の給与および旅費に関する条例第10条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例）第14条第4項（第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項）の規定において準用する秋田県行政手続条例第17条第1項の規定により、許可する。

- 備考
- 1 あなたは、意見の聴取において、事案について意見を述べ、及び有利な証拠書類等を提出することができます。また、意見の聴取の期日への出頭に代えて、陳述書及び証拠書類等を提出することもできます。
 - 2 あなたが病気その他やむを得ない理由で出頭できないときは、代理人を出頭させることができます。なお、代理人を選任したときは、意見の聴取の期日までに代理人選任届を提出してください。
 - 3 あなたは、意見の聴取が終結する時までの間、この意見の聴取に係る処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
 - 4 意見の聴取の当日は、その3日前までに意見の聴取の主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができます。

様式第8号 資料閲覧請求書 (第7条関係)

(A4判)

資料閲覧請求書

年 月 日

秋田県知事 様

住所

氏名

㊞

〔 法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

年 月 日に において行われる意見の聴取に必要ですので、職員の退職手当に関する条例（知事等の給与および旅費に関する条例第10条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例）第14条第4項（第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項）の規定において準用する秋田県行政手続条例第18条第1項の規定により、次のとおり資料の閲覧を請求します。

<p>閲覧したい資料の名称</p>	
-------------------	--

注 不要の文字は、抹消してください。

様式第9号 閲覧日時等通知書(第7条、第16条関係)

(A4判)

閲覧日時等通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県知事



年 月 日付けで閲覧請求のあった資料については、次のとおり閲覧させるので、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則第7条第2項(第7条第3項、第16条第3項)の規定により、通知します。

閲覧の日時	
閲覧の場所	
閲覧させる資料の名称	

様式第10号 補佐人出頭許可申請書 (第9条関係)

(A4判)

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

様

住所

氏名

㊞

〔 法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

年 月 日に において行われる意見の聴取については、次のとおり補佐人の出頭許可を受けたいので、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則第9条第1項の規定により、申請します。

住所	
氏名	
職業	
当事者(参加人)との関係	
補佐する事項	

注 不要の文字は、抹消してください。

様式第11号 補佐人出頭許可書 (第9条関係)

(A4判)

補佐人出頭許可書

記号及び番号

年 月 日

主宰者 職名

氏名



年 月 日に において行う意見の聴取の補佐人の出頭については、職員の退職手当に関する条例（知事等の給与および旅費に関する条例第10条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例）第14条第4項（第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項）の規定において準用する秋田県行政手続条例第20条第3項の規定により、次のとおり許可する。

住所	
氏名	
補佐する事項	

備考 補佐人の意見の聴取における陳述は、あなたが意見の聴取の期日において直ちにこれを取り消さないときは、あなたの陳述とみなされます。

意見聴取審理公開公示書

職員の退職手当に関する条例（知事等の給与および旅費に関する条例第10条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例）第 条第 項第 号の規定による処分については、公開による意見の聴取を次のとおり行うので、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則第12条第1項（第14条第2項において準用する同規則第12条第1項、第17条において準用する同規則第12条第1項）の規定により、公示する。

年 月 日

秋田県知事



意見の聴取の期日	年 月 日 時 分
意見の聴取の場所	
処分の名あて人となるべき者の住所	
処分の名あて人となるべき者の氏名	

様式第13号 意見聴取審理公開通知書（第12条、第14条、第17条関係）

(A 4判)

意見聴取審理公開通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県知事



年 月 日に において行う意見の聴取は、公開により行うので、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則第12条第3項（第14条第2項において準用する同規則第12条第3項、第17条において準用する同規則第12条第3項）の規定により、通知します。

様式第14号 当事者(参加人)陳述書(第13条関係)

(A4判)

当事者(参加人)陳述書

年 月 日

様

住所

氏名

㊞

〔法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

職員の退職手当に関する条例(知事等の給与および旅費に関する条例第10条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例)第14条第4項(第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項)の規定において準用する秋田県行政手続条例第21条第1項の規定により、 年 月 日に において行われる意見の聴取の期日への出頭に代えて、次のとおり陳述書(及び証拠書類等)を提出します。

意見の聴取の件名	
意見	

注 不要の文字は、抹消してください。

様式第15号 意見聴取続行(再開)通知書(第14条、第17条関係)

(A4判)

意見聴取続行(再開)通知書

記号及び番号

年 月 日

様

主宰者 職名

氏名



年 月 日に において行った意見の聴取を次のとおり続行する(再開する)ので、職員の退職手当に関する条例(知事等の給与および旅費に関する条例第10条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例)第14条第4項(第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項)の規定において準用する秋田県行政手続条例第22条第2項本文(第25条において準用する同条例第22条第2項本文)の規定により、通知します。

意見の聴取の期日	年 月 日 時 分
意見の聴取の場所	

様式第16号 意見聴取調書（意見聴取報告書）閲覧請求書（第16条関係）

(A 4判)

意見聴取調書（意見聴取報告書）閲覧請求書

年 月 日

様

住所

氏名

㊞

〔法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

年 月 日に において行われた意見の聴取に係る意見聴取調書（意見聴取報告書）を閲覧したいので、職員の退職手当に関する条例（知事等の給与および旅費に関する条例第10条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例）第14条第4項（第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項）の規定において準用する秋田県行政手続条例第24条第4項の規定により、請求します。

注 不要の文字は、抹消してください。

訓 令

秋田県訓令第五号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

単純労務の職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年七月十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

令
単純労務の職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

単純労務の職員の給与等に関する規程（昭和四十年秋田県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「及び支給方法」を「、支給方法その他退職手当の支給について必要な事項」に、「を準用する」を「の適用を受ける同条例第二条第一項に規定する職員の例によるものとす」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年七月十日から施行する。

教育委員会規則

秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則をここに公布する。

平成二十一年七月十日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

秋田県教育委員会規則第十一号

秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十号。以下「条例」という。）第十四条第三項又は第十五条第四項（条例第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合並びに教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和五十八年秋田県条例第十七号）第三条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により退職手当管理機関が行う意見の聴取の手續に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 退職手当管理機関 秋田県教育委員会をいう。

二 当事者 条例第十四条第四項、第十五条第五項、第十六条第三項及び第十七条第八項（いずれも教育長の給与及び旅費等に関する条例第三条第五項において準用する場合を含む。）において準用する秋田県行政手続条例（平成八年秋田県条例第四号。以下「行政手続条例」という。）第十六条第一項に規定する当事者をいう。

三 参加人 行政手続条例第十七条第二項に規定する参加人をいう。

四 関係人 行政手続条例第十七条第一項に規定する関係人をいう。

五 主宰者 行政手続条例第十七条第一項に規定する主宰者をいう。

(意見の聴取の通知)
第三条 行政手続条例第十五条第一項の規定による意見の聴取の通知は、意見聴取通知書（様式第一号）によるものとする。

2 前項の通知は、意見の聴取を行う日の十四日前までに行うものとする。

(意見の聴取の期日又は場所の変更)
第四条 退職手当管理機関が行政手続条例第十五条第一項の規定による意見の聴取の通知をした場合（同条第三項の規定により通知をした場合を含む。）において、当該当事者は、やむを得ない理由があるときは、当該退職手当管理機関に対し、期日（場所）変更申出書（様式第二号）により、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 退職手当管理機関は、前項の申出があつたとき又は必要があると認めるときは、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。

3 退職手当管理機関は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、期日（場所）変更通知書（様式第三号）により、その旨を当該当事者、参加人及び第十条に規定する参考人に通知するものとする。

(代理人の選任等)
第五条 当事者又は参加人は、行政手続条例第十六条第一項又は第十七条第二項の規定により代理人を選任したときは、意見の聴取の期日までに代理人選任届（様式第四号）に、代理人の資格を証する書面を添えて、当該退職手当管理機関に届け出なければならない。ただし、行政手続条例第二十二条第二項（行政手続条例第二十五条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された意見の聴取の期日に出頭させ

ようとする代理人で既に届け出された代理人選任届に記載されたものについては、この限りでない。

2 行政手続条例第十六条第四項の規定による届出は、代理人資格喪失届（様式第五号）によらなければならない。（関係人の参加の許可の手續）

第六条 関係人は、行政手続条例第十七条第一項の規定により意見の聴取に関する手續の参加の許可を受けようとするときは、意見の聴取を行う日の七日前までに、意見聴取参加許可申請書（様式第六号）を主宰者に提出しなければならない。

2 主宰者は、行政手続条例第十七条第一項の規定により許可したときは、速やかに、意見聴取参加許可書（様式第七号）を当該関係人に交付するものとする。

(資料の閲覧の手續)
第七条 行政手続条例第十八条第一項の規定による閲覧の請求は、資料閲覧請求書（様式第八号）によらなければならない。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となつた場合の閲覧については、口頭で請求すれば足りる。

2 退職手当管理機関は、前項の請求に応じ、資料の閲覧をさせるときは、速やかに、閲覧日時等通知書（様式第九号）により、当該当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条において「当事者等」という。）に通知するものとする。ただし、閲覧の請求を受けて、直ちに閲覧させる場合は、この限りでない。

3 退職手当管理機関は、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となつた資料の閲覧の請求があつた場合に、当該審理において閲覧させることができないと認めるとき（行政手続条例第十八条第一項後段の規定により閲覧を拒むときを除く。）は、閲覧日時等通知書により、当該当事者等に通知するものとする。

4 退職手当管理機関は、前二項の規定により通知を行おうとするときは、意見の聴取の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。

(主宰者の指名の手續)
第八条 退職手当管理機関は、行政手続条例第十五条第一項の規定による意見の聴取の通知を行う時までに、主宰者を指名するものとする。

2 退職手当管理機関は、主宰者が行政手続条例第十九条第二項各号のいずれかに該当するに至つたとき又は主宰者が死亡し若しくは心身の故障その他継続して意見の聴取を行えない事由により意見の聴取を行うことができなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、速やかに、新たな主宰者を指名するもの

とする。

(補佐人の出頭の許可の手続)

第九條 当事者又は参加人は、準用行政手続条例第二十条第三項の規定による補佐人の出頭の許可を受けようとするときは、意見の聴取を行う日の三日前までに、補佐人出頭許可申請書(様式第十号)を主宰者に提出しなければならない。ただし、準用行政手続条例第二十二條第二項(準用行政手続条例第二十五條後段において準用する場合を含む。)の規定により通知された意見の聴取の期日に出頭させようとする補佐人で既に準用行政手続条例第二十条第三項の規定により受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

2 主宰者は、準用行政手続条例第二十条第三項の規定により補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、補佐人出頭許可書(様式第十一号)を当該当事者又は参加人に交付するものとする。

3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、自ら陳述したもののみならず、(参考人の出頭及び意見聴取)

第十條 主宰者は、当事者若しくはその代理人の申出があつたとき又は必要があると認めるときは、学識経験のある者その他の参考人(以下単に「参考人」という。)の出頭を求め、及び意見を聴取することができる。

(意見の聴取の期日における陳述の制限及び秩序維持)

第十一條 主宰者は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事実の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、当該者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定するものほか、意見の聴取の審理の秩序を維持するため、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命ずる等必要な措置を執ることができる。

(意見の聴取の期日における審理の公開)

第十二條 退職手当管理機関は、準用行政手続条例第二十条第六項の規定により意見の聴取の期日における審理の公開を相当と認めたときは、意見聴取審理公開公示書(様式第十二号)により公示するものとする。

2 前項の公示は、県庁前の掲示場に見聴取審理公開公示書を掲示して行う。

3 第一項の規定により公示する場合においては、退職手当管理機関は、速やかに、意見聴取審理公開通知書(様式第十三号)により、その旨を当該当事者、参加人及び参考人に通知する

ものとする。

(陳述書及び証拠書類等の提出の方法)

第十三條 準用行政手続条例第二十一条の規定による陳述書及び証拠書類等の提出は、当事者(参加人)陳述書(様式第十四号)によらなければならない。

(意見の聴取の続行の通知)

第十四條 準用行政手続条例第二十二條第二項本文の規定による通知は、意見聴取続行(再開)通知書(様式第十五号)によるものとする。

2 第十二條の規定は、意見の聴取の続行について準用する。

(意見聴取調査及び意見聴取報告書の記載事項)

第十五條 準用行政手続条例第二十四條第一項に規定する調査(以下「意見聴取調査」という。)には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

一 意見の聴取の件名

二 意見の聴取の期日及び場所

三 主宰者の職名及び氏名

四 意見の聴取の期日に出頭した当事者、参加人、これらの者の代理人又は補佐人及び参考人(以下この条において「当事者等」という。)の氏名及び住所並びに退職手当管理機関の職員の職名及び氏名

五 意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び出頭しなかったことについての正当な理由の有無

六 当事者等及び退職手当管理機関の職員の陳述(提出された陳述書における意見の陳述を含む。)の要旨

七 証拠書類等が提出されたときは、その標目

八 その他参考となるべき事項

2 準用行政手続条例第二十四條第三項に規定する報告書(以下「意見聴取報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

二 前号の主張に理由があるかどうかについての主宰者の意見(意見聴取調査及び意見聴取報告書の閲覧の手続)

第十六條 準用行政手続条例第二十四條第四項の規定による閲覧の請求は、意見聴取調査(意見聴取報告書) 閲覧請求書(様式第十六号)によらなければならない。

2 前項の請求書は、意見の聴取の終結前であつては当該主宰者に、聴聞の終結以後にあつては当該退職手当管理機関に提出しなければならない。

3 主宰者又は退職手当管理機関は、第一項の請求に応じ、意見

聴取調査又は意見聴取報告書の閲覧をさせるときは、速やかに、閲覧日時等通知書により、当該当事者又は参加人に通知するものとする。ただし、閲覧の請求を受けて、直ちに閲覧させる場合は、この限りでない。

(意見の聴取の続行に係る手続の準用)

第十七條 第十四條の規定は、意見の聴取の再開について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 意見聴取通知書 (第3条関係)

(A4判)

意見聴取通知書

記号及び番号
年 月 日

様

秋田県教育委員会 印

次の処分に係る意見の聴取を実施するので、職員の退職手当に関する条例（教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例）第14条第4項（第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項）の規定において準用する秋田県行政手続条例第15条第1項の規定により、通知します。

予定される処分内容及び根拠法令の条項	
処分の原因となる事実	
意見の聴取の期日及び場所	
意見の聴取の主宰者の職名及び氏名	
意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	

- 備考
- 1 あなたは、意見の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び有利な証拠書類等を提出することができます。また、意見の聴取の期日への出頭に代えて、陳述書及び証拠書類等を提出することもできます。
 - 2 あなたが病気その他やむを得ない理由で出頭できないときは、代理人を出頭させることができます。なお、代理人を選任したときは、意見の聴取の期日までに代理人選任届を提出してください。
 - 3 あなたは、意見の聴取が終結する時までの間、この処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
 - 4 意見の聴取の当日は、その3日前までに意見の聴取の主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができます。

様式第2号 期日(場所)変更申出書(第4条関係)

(A4判)

期日(場所)変更申出書

年 月 日

秋田県教育委員会 様

住所

氏名

㊞

〔法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

年 月 日に において行われる意見の聴取の期日(意見の聴取の場所)については、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則第4条第1項の規定により、変更を申し出ます。

理由

注 不要の文字は、抹消してください。

様式第3号 期日(場所)変更通知書(第4条関係)

(A4判)

期日(場所)変更通知書

記号及び番号
年 月 日

様

秋田県教育委員会 印

年 月 日に において行うこととしていた意見の聴取の期日(意見の聴取の場所)を次のとおり変更したので、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則第4条第3項の規定により、通知します。

区分	変更前	変更後
意見の聴取の期日	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
意見の聴取の場所		

様式第4号 代理人選任届 (第5条関係)

(A4判)

代理人選任届

年 月 日

秋田県教育委員会 様

住所

氏名

㊞

〔 法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

年 月 日に において行われる意見の聴取については、次の者を代理人に選任したので、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則第5条第1項の規定により、届け出ます。

住所	
氏名	
職業	
届出者との関係	

様式第5号 代理人資格喪失届 (第5条関係)

(A4判)

代理人資格喪失届

年 月 日

秋田県教育委員会 様

住所

氏名

㊞

〔法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

年 月 日に において行われる意見の聴取については、次の者を代理人に選任していましたが、代理人たる資格を喪失したので、職員の退職手当に関する条例（教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例）第14条第4項（第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項）の規定において準用する秋田県行政手続条例第16条第4項の規定により、届け出ます。

住所	
氏名	

注 不要の文字は、抹消してください。

様式第6号 意見聴取参加許可申請書 (第6条関係)

(A4判)

意見聴取参加許可申請書

年 月 日

様

住所

氏名

㊞

〔法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

私は、 に対する職員の退職手当に関する条例（教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例）第 条第 項第 号の規定による処分については、次の理由により利害関係がありますので、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則第6条第1項の規定により、 年 月 日に において行われる意見の聴取に関する手続への参加の許可を申請します。

<p>利害関係を有する理由</p>	
-------------------	--

注 不要の文字は、抹消してください。

様式第7号 意見聴取参加許可書 (第6条関係)

(A4判)

意見聴取参加許可書

記号及び番号

年 月 日

主宰者 職名

氏名



年 月 日に において行う意見の聴取への参加については、職員の退職手当に関する条例（教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例）第14条第4項（第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項）の規定において準用する秋田県行政手続条例第17条第1項の規定により、許可する。

- 備考
- 1 あなたは、意見の聴取において、事案について意見を述べ、及び有利な証拠書類等を提出することができます。また、意見の聴取の期日への出頭に代えて、陳述書及び証拠書類等を提出することもできます。
 - 2 あなたが病気その他やむを得ない理由で出頭できないときは、代理人を出頭させることができます。なお、代理人を選任したときは、意見の聴取の期日までに代理人選任届を提出してください。
 - 3 あなたは、意見の聴取が終結する時までの間、この意見の聴取に係る処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
 - 4 意見の聴取の当日は、その3日前までに意見の聴取の主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができます。

様式第8号 資料閲覧請求書 (第7条関係)

(A4判)

資料閲覧請求書

年 月 日

秋田県教育委員会 様

住所

氏名

㊞

〔 法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

年 月 日に において行われる意見の聴取に必要ですので、職員の退職手当に関する条例（教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例）第14条第4項（第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項）の規定において準用する秋田県行政手続条例第18条第1項の規定により、次のとおり資料の閲覧を請求します。

<p>閲覧したい資料の名称</p>	
-------------------	--

注 不要の文字は、抹消してください。

様式第9号 閲覧日時等通知書 (第7条、第16条関係)

(A4判)

閲覧日時等通知書

記号及び番号
年 月 日

様

秋田県教育委員会 印

年 月 日付けで閲覧請求のあった資料については、次のとおり閲覧させるので、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則第7条第2項(第7条第3項、第16条第3項)の規定により、通知します。

閲覧の日時	
閲覧の場所	
閲覧させる資料の名称	

様式第10号 補佐人出頭許可申請書 (第9条関係)

(A 4判)

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

様

住所

氏名

㊞

〔 法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

年 月 日に において行われる意見の聴取については、次のとおり補佐人の出頭許可を受けたいので、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則第9条第1項の規定により、申請します。

住所	
氏名	
職業	
当事者(参加人)との関係	
補佐する事項	

注 不要の文字は、抹消してください。

様式第11号 補佐人出頭許可書 (第9条関係)

(A4判)

補佐人出頭許可書

記号及び番号

年 月 日

主宰者 職名

氏名



年 月 日に において行う意見の聴取の補佐人の出頭については、職員の退職手当に関する条例（教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例）第14条第4項（第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項）の規定において準用する秋田県行政手続条例第20条第3項の規定により、次のとおり許可する。

住所	
氏名	
補佐する事項	

備考 補佐人の意見の聴取における陳述は、あなたが意見の聴取の期日において直ちにこれを取り消さないときは、あなたの陳述とみなされます。

意見聴取審理公開公示書

職員の退職手当に関する条例（教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例）第 条第 項第 号の規定による処分については、公開による意見の聴取を次のとおり行うので、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則第12条第1項（第14条第2項において準用する同規則第12条第1項、第17条において準用する同規則第12条第1項）の規定により、公示する。

年 月 日

秋田県教育委員会 印

意見の聴取の期日	年 月 日 時 分
意見の聴取の場所	
処分の名あて人となるべき者の住所	
処分の名あて人となるべき者の氏名	

様式第13号 意見聴取審理公開通知書(第12条、第14条、第17条関係)

(A4判)

意見聴取審理公開通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県教育委員会 印

年 月 日に において行う意見の聴取は、公開により行うので、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則第12条第3項(第14条第2項において準用する同規則第12条第3項、第17条において準用する同規則第12条第3項)の規定により、通知します。

様式第14号 当事者(参加人)陳述書(第13条関係)

(A4判)

当事者(参加人)陳述書

年 月 日

様

住所

氏名

㊞

〔法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

職員の退職手当に関する条例(教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例)第14条第4項(第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項)の規定において準用する秋田県行政手続条例第21条第1項の規定により、 年 月 日に において行われる意見の聴取の期日への出頭に代えて、次のとおり陳述書(及び証拠書類等)を提出します。

意見の聴取の件名	
意見	

注 不要の文字は、抹消してください。

様式第15号 意見聴取続行(再開)通知書(第14条、第17条関係)

(A4判)

意見聴取続行(再開)通知書

記号及び番号

年 月 日

様

主宰者 職名

氏名



年 月 日に において行った意見の聴取を次のとおり続行する(再開する)ので、職員の退職手当に関する条例(教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例)第14条第4項(第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項)の規定において準用する秋田県行政手続条例第22条第2項本文(第25条において準用する同条例第22条第2項本文)の規定により、通知します。

意見の聴取の期日	年 月 日 時 分
意見の聴取の場所	

様式第16号 意見聴取調書（意見聴取報告書）閲覧請求書（第16条関係）

(A 4判)

意見聴取調書（意見聴取報告書）閲覧請求書

年 月 日

様

住所

氏名

㊞

〔 法人にあつては主たる
事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

年 月 日に において行われた意見の聴取に係る意見聴取調書（意見聴取報告書）を閲覧したいので、職員の退職手当に関する条例（教育長の給与及び旅費等に関する条例第3条第5項において準用する職員の退職手当に関する条例）第14条第4項（第15条第5項、第16条第3項、第17条第8項）の規定において準用する秋田県行政手続条例第24条第4項の規定により、請求します。

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県松原市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(83)八七六六
FAX(83)〇〇五
E-mail:matsubarara@matsubaransatsu.co.jp

注 不要の文字は、抹消してください。